

株式会社 日本投資技術協会W e s t

契約締結前の書面

株式会社 日本投資技術協会W e s t

代表取締役 栗津 隆

登録番号 近畿財務局長（金商）第82号

〒520-2134 滋賀県大津市瀬田二丁目12番5号

電 話 077-545-4398

F A X 077-545-4398

【ご注意】ご契約の締結前に、この書面の内容を十分にお読みください

契約締結前の書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

商 号 株式会社 日本投資技術協会W e s t

住 所 【本 店】〒520-2134 滋賀県大津市瀬田二丁目12番5号

電 話 077-545-4398

FAX 077-545-4398

【大阪営業所】 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目1-3-500
大阪駅前第3ビル5階10号

電 話 06-6341-4616

FAX 06-6341-4613

金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号：近畿財務局長（金商）第82号

投資顧問契約の概要について

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

助言の内容及び方法について

「金融商品取引法（以下「法」という。）第2条1項各号に規定する有価証券、法第2条21項に規定される市場デリバティブ取引、法第2条22項に規定される店頭デリバティブ取引、法第2条23項に規定される外国市場デリバティブ取引、法第2条24項に規定される金融商品」の分析に基づく投資判断に関し、次の会員区分に従い助言を行います。

プレミアム銘柄情報サービス会員

インターネット回線を利用して下記の投資助言サービスを顧客に提供します。

◆「プレミアム銘柄情報サービス」

テクニカル分析（株価チャート分析、板情報、約定履歴など）、ファンダメンタルズ分析ならびに当社独自の分析を用いて選択した「今月の推奨銘柄」を随時提案し、その後平日の毎日1回の頻度で（ただし国内の証券取引所の休場日は除く。）、当該提案銘柄についての売買タイミング情報を会員が指定するメールアドレス宛に配信します。

報酬体系

会員の種類	会 費
プレミアム銘柄情報 サービス会員	1ヵ月(一括) 15,000円 (1ヵ月当り15,000円)
	3ヵ月(一括) 39,000円 (1ヵ月当り13,000円)
	6ヵ月(一括) 72,000円 (1ヵ月当り12,000円)
	12ヵ月(一括) 120,000円 (1ヵ月当り10,000円)
	※株トレードスタート講座 受講者に限り 初回から2ヵ月間 0円
	※プレミアム実践トレード講座 受講者に限り 初回から3ヵ月間 0円

上記は消費税込みの料金です

有価証券等に係るリスクについて

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

i-① 上場有価証券等（現物取引の場合）

- ◆上場有価証券等の売買等にあつては、株式相場・金利水準・為替相場・不動産相場・商品相場等の変動や、投資信託・投資証券・預託証券・受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式・債券・投資信託・不動産・商品等（以下「裏付け資産」といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じることがあり、場合によってはその全額を失うことがあります。
- ◆上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた際や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた際に、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じることがあり、場合によってはその全額を失うことがあります。
- ◆上場有価証券等のうち、他の種類株式・社債・新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動、当該財産の発行者の業務あるいは財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価

格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じる場合があります。

- ◆新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。

i - ② 信用取引（上場有価証券等に限る）

- ◆信用取引を行うにあたっては、株式相場・為替相場・不動産相場・商品相場等の変動や、裏付け資産の価格や評価額の変動に伴い、信用取引の対象となっている上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じたり、あるいはその損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。
- ◆信用取引の対象となっている上場有価証券等の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、信用取引の対象となっている上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じる場合があります。またその損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回ることがあります。
- ◆信用取引により売買した上場有価証券等のその後の値動きにより計算上の損失（評価損）が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりすること等によって、お客様が信用取引口座を開設し取引される証券会社等（以下「取引証券会社等」といいます。）があらかじめ定めている委託保証金の維持率を下回った場合は、その不足額を取引証券会社等に差し入れる必要があります。
- ◆取引証券会社等が指定した期日までに不足額を差し入れない場合や、取引証券会社等の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、計算上の損失が生じている状態で建玉の一部又は全部を決済される場合があります。この場合、その決済で生じた実現損失について責任を負うことになります。
- ◆信用取引の利用が過度であると金融商品取引所または取引証券会社等が認める場合には、委託保証率の引上げ、信用取引の制限または禁止の措置等が取られることがあります。

ii 指数先物・指数オプション取引

指数先物取引の特有のリスク

- ◆指数先物の価格は、対象とする指数の変動等により上下しますので、これにより損失が生じる場合があります。また、指数先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る額の取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、指数先物取引にあたっては、以下の内容を十分に把握する必要があります。
- ◆市場価格が予想とは反対の方向に変化したときには、短期間のうちに証拠金の大部分又はその全てを失うこともあります。また、その損失は証拠金の額だけに限定されません。
- ◆指数先物の相場の変動により証拠金の額に不足額が発生したときは、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要となります。

指数オプション取引の特有のリスク

- ◆ 指数オプションの価格は、対象とする指数の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。なお、オプションを行使できる期間には制限がありますので留意が必要です。また、指数オプションの市場価格は、現実の指数の変動等に連動するとは限りません。また、価格の変動率は現実の指数の変動率に比べて大きくなる傾向があり、場合によっては大きな損失が発生する可能性を有しています。

指数オプションの買方特有のリスク

- ◆ 指数オプションは期限商品であり、買方が期日までに権利行使又は転売を行わない場合には権利は消滅し、買方は投資資金の全額を失うことになります。

指数オプションの売方特有のリスク

- ◆ 売方は、市場価格が予想とは反対の方向に変化したときの損失が限定されていません。
- ◆ 売方は、指数オプション取引が成立したときは、証拠金を差し入れ又は預託しなければなりません。その後、相場の変動により証拠金の額に不足額が発生した場合には、証拠金の追加差し入れ又は追加預託が必要となります。
- ◆ 売方は、権利行使の割当てを受けた際には必ずこれに応じる義務があり、権利行使価格と最終清算数値（SQ値）の差額を支払わなければなりません。したがって、特に注意が必要です。

指数先物取引・指数オプション取引に共通のリスク

- ◆ 所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、取引証券会社等が定める約諾書等によりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、計算上の損失が生じている状態で建玉の一部又は全部を決済される場合もあります。この場合、その決済で生じた損失について責任を負うことになります。
- ◆ 金融商品取引所は、取引に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合や、金融商品取引清算機関の決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引上げ等の規制措置を取ることがあります。そのため、証拠金の追加差し入れ又は追加預託等が必要となる場合があります。
- ◆ 市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。
- ◆ 市場の状況によっては、金融商品取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。

クーリング・オフの適用について（10日以内の契約の解除）

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象となります。具体的な取扱い、次のとおりです。

（1）クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ① 当社と投資顧問契約を締結されたお客様は、金融商品取引法第37条の6の規定により、契約締結時の書面を受け取った日から起算して10日を経過するまでの間、書面により投資顧問契約を無条件で解除することができます。（以下「法定

クーリング・オフ」といいます)

② また法定クーリング・オフ期間を経過した後であっても、本契約の開始日（契約書第 12 条に記載している開始日）から起算して 10 日を経過するまでの間は、書面により投資顧問契約を無条件で解除することができます。（以下「任意クーリング・オフ」といいます）

③ 契約の解除は、お客様が投資顧問契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力が生じます。

④ 契約解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。

- ・本クーリング・オフ条項に基づき契約を解除された場合は、当該報酬はいただきません。その時に報酬額の前払いがある時は、当該報酬の全額をお返しいたします。

- ・契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

「法定クーリング・オフ」および「任意クーリング・オフ」のいずれの期間も経過した後の契約の解除については、次のとおりとなります。

① 当月中に契約を解除する旨の書面による意思表示が当社に到達した場合、翌月末日をもって契約を解除いたします。

② 契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として、月割り計算した額をいただき、この金額を差し引いた残額をお返しいたします。

③ 契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

租税の概要について

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

投資顧問契約の終了の事由について

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます）

② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記 **クーリング・オフの適用について（10 日以内の契約の解除）** を参照ください）

③ 当社が投資顧問業を廃業したとき

禁止事項について

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

1. 顧客を相手方としてまたは顧客のために以下の行為を行うこと。

- 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引

- 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

- 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

- ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
- 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

2. 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭若しくは有価証券の預託させること。
3. 顧客への金銭若しくは有価証券を貸付け、または顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理を行うこと。

会社の概要について

1 資 本 金 1,000万円

2 役 員 の 氏 名 代表取締役 栗津 隆

3 主 要 株 主 栗津 隆

4 分析者・投資判断者 栗津 隆

5 助 言 者 栗津 隆

6 当社への連絡方法及び苦情等の申出先

当社へのお問合せ・ご質問及び苦情等などはこちらまでご連絡ください。

【当社本店】

電話番号 077-545-4398

7 当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。

また、管轄の近畿財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

8 当社の苦情処理措置について

(1) 当社は、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記6の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

①お客様からの苦情等の受付

②社内担当者からの事情聴取と解決案の検討

③解決策のご提示・解決

(2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

住所 〒103 - 0025 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1-1 第二証券会館

電話 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(月～金(祝日等を除く)／9:00～17:00)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。

詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ①お客様からの苦情の申立
- ②会員業者への苦情の取次ぎ
- ③お客様と会員業者との話し合いと解決

9 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出ください。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ①お客様からのあっせん申立書の提出
- ②あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③お客様からのあっせん申立金の納入
- ④あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤あっせん案の提示、受諾

10 当社が行う業務

当社は、投資助言葉 及び

他に分類されない教育、学習支援業（投資に関するセミナースクールの経営）を行っています。

※保存年限 本書面作成の日から5年間